

高齢者福祉サービス事業対象者要件の所得制限の変更について

所得制限につきましては、平成18年度「老年者（年齢65歳以上）控除の廃止」に伴い、経過措置として老年者控除相当の所得の方まで対象としてきました。

この度、5年を経過し、対象者要件の所得制限の経過措置を平成23年7月1日より、廃止することとしましたので、お知らせします。

《対象事業》

1. 静岡市家族介護慰労金支給事業
2. 静岡市自動消火器給付事業
3. 静岡市ひとり暮らし老人等緊急通報体制整備事業
4. 静岡市紙おむつ支給事業

変更前の所得制限

「生活保護世帯又はすべての世帯員が市民税非課税

（65歳以上の世帯員にあつては市民税の算定基礎となる合計所得金額が145万円以下）である世帯に属する者」



変更後の所得制限

「生活保護世帯又はすべての世帯員が市民税非課税である世帯に属する者」